

野田市留守家庭学童保育所設置条例
施行規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和4年12月28日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第70号

野田市留守家庭学童保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

野田市留守家庭学童保育所設置条例施行規則（昭和46年野田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「前年度分」を「当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「前年分の所得税非課税世帯」を「当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみ世帯」に改め、同項第3号中「前年分の所得税額が9,400円未満の世帯」を「当該年度分の市町村民税の所得割の額が14,200円未満の世帯」に改め、同条第2項第1号中「前年度分」を「当該年度分」に改め、同項第2号中「前年分の所得税非課税世帯」を「当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみ世帯」に改め、同項第3号中「前年分の所得税額が9,400円未満の世帯」を「当該年度分の市町村民税の所得割の額が14,200円未満の世帯」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項において、「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第318条に規定する市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算した額とし、地方税法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の野田市留守家庭学童保育所設置条例施行規則（以下「新規則」という。）第10条の規定による保育料の減免に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の野田市留守家庭学童保育所設置条例施行規則第10条の規定による保育料の減免を受けている保護者で同条の規定の適用に当たり「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下この項において単に「局長通知」という。）の規定の適用を受けているものであってその児童が継続して入所しているものに係る令和8年3月分までの保育料の減免については、新規則第10条の規定の適用に当たり、局長通知の規定を適用する。
- 4 新規則第10条の規定は、令和5年4月以後の月分の保育料の減免について適用し、同月前の月分の保育料の減免については、なお従前の例による。